

◎新潟県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和4年11月15日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 川西都市計画道路
- (2) 名称 3・4・1号 中央通り線
3・5・3号 川西十日町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・1号 中央通り線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
十日町市山野田、東善寺、水口沢、中屋敷、高原田、鶴吉、霜条、上野の各一部
- (2) 3・5・3号 川西十日町線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
十日町市中屋敷、水口沢、山野田、上新井の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和4年11月15日
至 令和4年11月29日
- (2) 場所
 - ア 十日町市妻有町西2丁目1番地（〒948-0037）
新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当
 - イ 十日町市千歳町3丁目3番地（〒948-8501）
十日町市都市計画課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

十日町市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和4年11月29日（火）（必着のこと。）